

議案第12～18号 資料

教育委員会関係の施設使用料等の見直しについて

1 これまでの経過

平成26年7月 「使用料・手数料の設定基準」を策定・公表（平成29年4月に改定）

※ 概ね4年ごとに原価計算に基づく使用料・手数料の見直しを検討することを規定

平成29年4月 各施設の使用料・手数料を改定

令和2年7月 令和3年4月の見直しを延期することを公表

令和3年7月 令和4年4月の見直しを実施しないことを公表

令和4年7月 令和5年4月の見直しを実施することを決定・公表

2 使用料等改定の考え方

「使用料・手数料の設定基準」に基づき、「教育文化会館」、「市民館」、「有馬・野川生涯学習支援施設」、「青少年の家」及び「八ヶ岳少年自然の家」に設定された「標準的受益者負担割合（25%）」と、「平成27～30年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」を比較しながら、本体価格の見直しを図るとともに、その本体価格に対し、消費税率10%を乗じ、消費税の負担の転嫁を図る。

3 受益者負担割合について

（1）標準的受益者負担割合

		市場的（民間同種・類似施設 多）							
		I	受益者負担割合	II	受益者負担割合	III	受益者負担割合		
基礎的 （公共 関与の 必要性 大）	C	C I 50%程度		C II 75%程度		C III 100%程度		C	選択的 （公共 関与の 必要性 小）
	B	B I 25%程度 ■教育文化会館・市民館・ 有馬・野川生涯学習支援施設 ■青少年の家 ■八ヶ岳少年自然の家	21.0 24.3 12.1	B II 50%程度		B III 75%程度		B	
	A	A I 0% ■こども夢パーク ■黒川青少年野外活動センター	0.0 0.0	A II 25%程度 ■日本民家園 ■青少年科学館	18.1 20.6	A III 50%程度		A	
		I		II		III		非市場的（民間同種・類似施設 少）	

※公の施設（広く一般市民が利用し、使用料について実質的に決定できる施設）の使用料について、施設の性格や、その施設で提供しているサービス内容に応じて、市場性（縦軸）及び公共関与の必要性（横軸）により9区分の標準的受益者負担割合（0～100%）を設定

（注）表中の受益者負担割合は平成27～30年度決算の平均値

・前回見直した、教育文化会館・市民館・有馬野川生涯学習支援施設については、見直し後の料金を考慮した

(2) 平成27～30年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」

施設名	標準的受益者負担割合	受益者負担割合				平均的受益者負担割合	改定内容
		H27	H28	H29	H30		
教育文化会館・市民館・有馬・野川生涯学習支援施設	25.0%	22.8%	22.7%	20.4%	17.9%	21.0%	消費税の負担転嫁のみ
青少年の家	25.0%	32.9%	26.2%	21.2%	16.8%	24.3%	消費税の負担転嫁のみ
八ヶ岳少年自然の家	25.0%	4.1%	13.0%	15.2%	16.0%	12.1%	本体価格見直し含む
日本民家園	25.0%	20.6%	18.4%	18.1%	15.2%	18.1%	本体価格見直し含む

※受益者負担割合＝使用料収入÷施設の管理運営に要した経費×100

(管理運営に要した経費について、有馬・野川生涯学習支援施設・青少年の家・八ヶ岳少年自然の家は指定管理委託料以外の市支出も含む。)

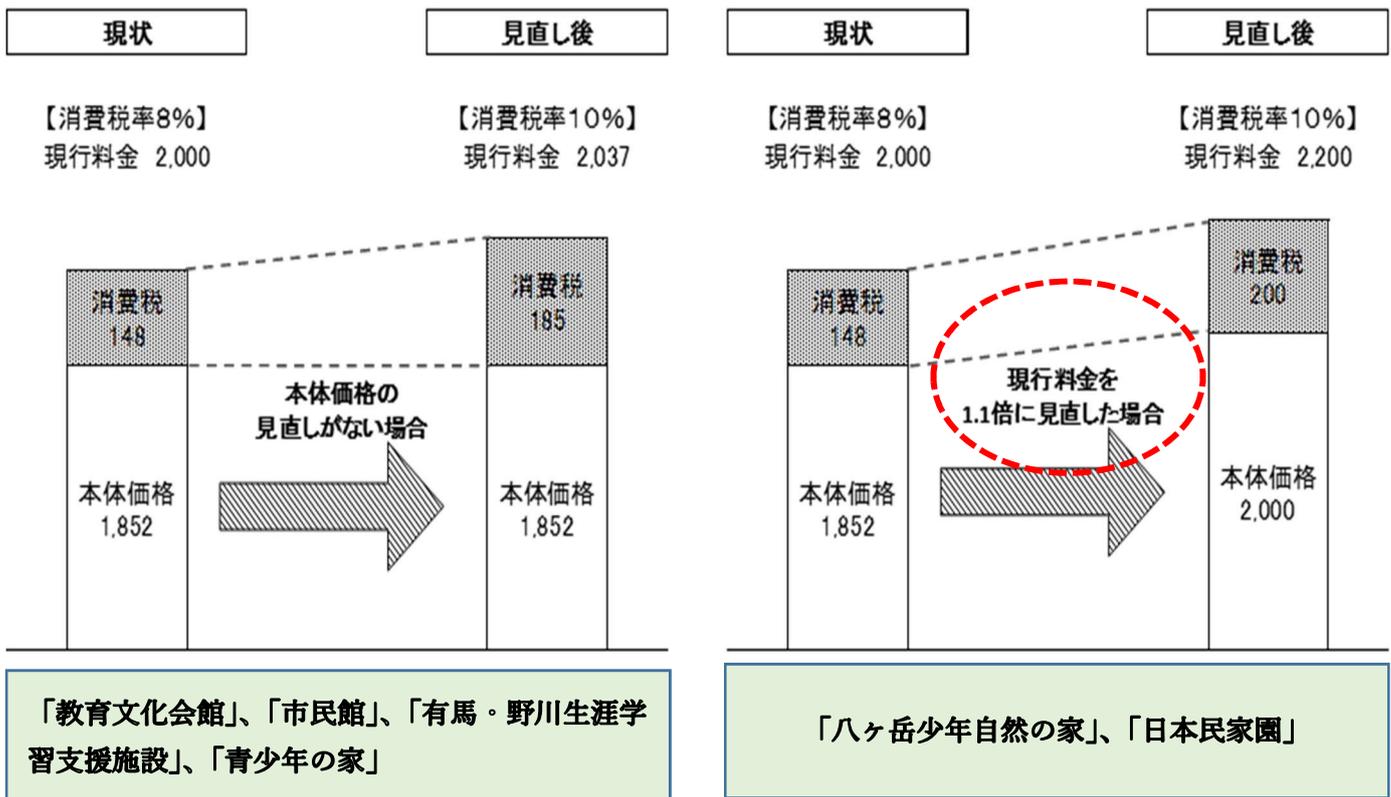
※「八ヶ岳少年自然の家」と「日本民家園」については、「標準的受益者負担割合」に対して、「平均的受益者負担割合」が±2割を超える大きな乖離があるため、本体価格の見直しも行う。

4 使用料等の改定について

(1) 改定のイメージ

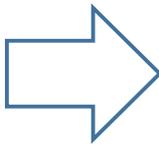
図表1 消費税の負担転嫁のイメージ

図表2 本体価格の見直しを含んだ改定イメージ

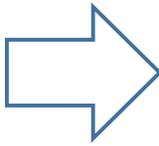


(2) 主な改定内容

① 受益者負担割合による見直し（消費税の負担転嫁のみ）

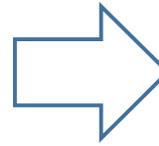
施設・部屋名	現行の使用料		改定後の使用料
教育文化会館 大会議室（午前）	3,190円	 消費税の負担転嫁 (現行×110/108)	3,240円
多摩市民館 大会議室（午前）	3,850円		3,920円
有馬・野川生涯学習支援施設 集会室（午前）	2,640円		2,680円
青少年の家 宿泊利用料（高校）	800円		810円

② 受益者負担割合による見直し（本体価格の改定を含む）

施設	現行の使用料		改定後の使用料
八ヶ岳少年自然の家	800円	 本体価格の見直し (現行×1.1)	880円
日本民家園 【入園料】	500円 (一般) 300円 (高校生・大学生・ 市外65歳以上)		550円 (一般) 330円 (高校生・大学生・ 市外65歳以上)

③ 受益者負担割合以外の見直し（消費税の負担転嫁のみ）

受益者負担割合による見直し以外で、「青少年科学館」と「日本民家園」の特別利用料（使用料）については、本体価格は据え置き、消費税10%のみ負担転嫁を行う。

特別利用料	現行の使用料		改定後の使用料
塾覧（1日1件）	200円	 消費税の負担転嫁 (現行×110/108)	200円
模写・模造 建築物の撮影	1,000円		1,010円
撮影（1点）	300円		300円
建築物の実測 原板使用	2,000円		2,030円

※「特別利用料」とは、博物館施設の収蔵資料の模写や模造、撮影、写真の原板使用等、個人や研究機関、民間企業への便益に要する経費であり、受益者から必要に応じて徴収すべき経費である。

5 博物館法の一部改正に伴う条例改正について

【改正の内容】

令和4年4月の博物館法の一部改正により、同法18条の「公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」との**規定が削除**された。

これに伴い、**日本民家園条例第1条に引用されている**「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、」との**規定を削除する条例改正を行うもの。**